

支援 災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)

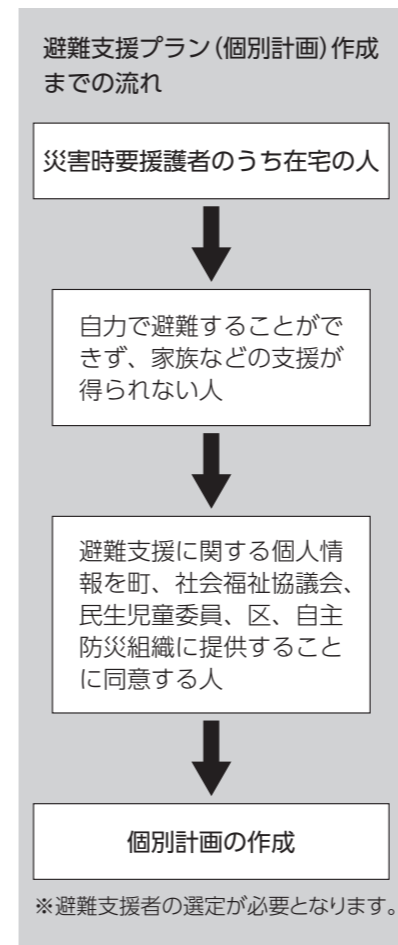
☎ 福祉課 福祉係 ☎(232)4913
 ☎ 介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

災害時には、消防をはじめとする行政機関がさまざまな公的支援を行います。行政機関がさまざまな公的支援を行います。行政機関がさまざまな公的支援を行います。

町では、災害時に家族などからの支援を受けることが困難で、何らかの支援を必要とする「災害時要援護者」に対する避難支援の方法などを定めた「避難支援プラン(個別計画)」を作成して、町と地域が一体となってこれらの人たちを支援する仕組みづくりを進めています。

災害時要援護者とは、災害時に、自らを守るため安全な場所に避難するのに支援を必要とする人です。具体的には、次に掲げる人が対象となります。

- 65歳以上の一人暮らし高齢者
 - 75歳以上の高齢者で構成される世帯の人
 - 介護保険法に規定する「要介護3以上」の認定を受けている人
 - 認知症高齢者
 - 身体障がい者
 - (肢体不自由・視覚・聴覚1〜2級)
 - 知的障がい者(療育手帳A・B)
 - 精神障がい者(1〜2級)
 - 内部障がい者(心臓・腎臓・呼吸器機能障害)
 - 難病患者など
 - その他本人が希望し、町が要援護者と認める人
- ※個別計画の作成を希望する人は、ご連絡ください。



保育 平成25年度 保育所の入所受付を開始します

☎ 福祉課 保育所係 ☎(232)4913

■ 申込受付期間
 11月5日(月)～11月30日(金)

■ 申込書類配布場所
 各保育所と福祉課

■ 申込書類提出先
 第一希望の保育所か福祉課
 ※平成25年4月開園予定の(仮称)光の森第IIキャロット保育園と(仮称)きくよう三里木保育園の配布・提出場所は福祉課です。

■ 必要書類

- 保育所入所申込書 (児童1人につき1枚)
- 家庭状況調査書
- 家庭で保育できない証明書など
- 保育料算定に必要な書類 (源泉徴収票などの写し)

申し込みに必要な書類は、各保育所と福祉課保育所係に用意しています。
 ① ②は11月の申込受付期間内に、
 ③ ④は1月の面接時までに提出してください。詳しくは、「広報きくよう」10月号に掲載しています。

■ 面接について

入所に関する面接は、平成25年1月に行います。日程と会場は、「広報きくよう」1月号に掲載予定です。

	保育所名	所在地	電話番号	定員
町立	もみじ園	原水	(232)2009	60
	なかよし園	久保田	(232)2762	50
	白菊園	曲手	(232)2770	90
	白鈴園	新山	(232)2764	120
	みどり園	原水	(232)0452	100
	さくら園	津久礼	(232)2763	120
	武蔵ヶ丘第一保育園	武3丁目	(339)0456	100
私立	武蔵ヶ丘第二保育園	武1丁目	(338)3883	100
	光の森キャロット保育園	光7丁目	(233)0098	90
	こうのとり保育園	原水	(285)4651	90
	優貴保育園	原水	(232)8977	90
	(仮称)光の森第IIキャロット保育園	武北3丁目	—	90
	(仮称)きくよう三里木保育園	津久礼	—	90

■ その他の留意事項
 保育料は、町立、私立どちらでも町で定める規則により決定します(前年分所得税額などにより算定)。
 入所の承諾は、町で定める選考基準に基づき保育の必要度が高い順に決定します。入所希望が多数の場合は希望する保育所に入所できない場合や、入所基準の該当事由により保育実施期間の希望に添えない場合があります。

せんてい 剪定樹木を回収します

樹木粉砕車が拠点に向き、家庭から発生した剪定くずを処理します。希望する人は次の要件を確認し、環境生活課にお申し込みください。

家庭から季節的に一時多量に発生する剪定くずを資源として再生利用するために、樹木粉砕車が町内の拠点巡回し回収します。
 回収した枝や木くずは樹木粉砕車により粉砕され、チップとして草が生えにくいように植え込みにまくなどして再利用できますので、希望する人には無料で差し上げます。

■ 回収日程

実施日	受付時間	実施場所
12/1 (土)	9:00～11:00	新山白鈴公園
	13:30～16:00	菊陽町役場車庫北側駐車場
12/2 (日)	9:00～11:00	武蔵ヶ丘コミュニティセンター駐車場
	13:30～16:00	菊陽町役場車庫北側駐車場

※搬入時には、交通に十分ご注意ください。

- 利用料 無料(ごみ指定袋に入れる必要はありません)
- 処理の対象となる木
 住宅敷地内の庭木、生け垣など(竹は5本まで)
- 処理できない木
 ▶はげ、漆の木など(皮膚病の原因となる木) ▶もちの木など(実のついた木) ▶木の根 ▶くぎや針金がついた木 ▶建築廃材
- 出すときの注意点
 ・長さ2m、直径12cmを超えないこと。
 ・落ち葉を袋に詰める場合は、土や小石などを混入しないでください。
 ・広がった枝は、枝落としをしてください。
 ・受付時間前に、実施場所に持ち込まないでください。
- 申込方法(予約制) 実施日の2日前までに、環境生活課に電話でお申し込みください。

☎ 環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

在宅重度心身障害者介護者手当の申請を受け付けます

常時介護が必要な重度障がい者・児を自宅で介護している人に介護者手当を支給します。

- 対象となる障がい者・児
 ① 65歳未満の人で身体障害者手帳1種1級を所持し、障害程度区分5または6に相当する人
 ② 身体障害者手帳1種1級を所持する全盲の人
 ③ 療育手帳A1を所持する人
- 対象となる介護者
 ・平成24年11月1日(基準日)に本町に居住し、住民基本台帳に記載されている人
 ・基準日から起算して過去1年間のうち9カ月以上を障がい者・児と同居し介護している人

- 申請期限 11月30日(金)
- 申請場所 福祉課 福祉係
- 必要なもの
 ・身体障害者手帳または療育手帳
 ・印かん
 ・介護者の振り込み希望預金通帳

☎ 福祉課 福祉係 ☎(232)4913

菊陽町町民参画・協働推進条例(原案)に対するパブリック・コメント(意見募集)の結果

菊陽町町民参画・協働条例(原案)に対するパブリック・コメント(意見募集)の結果をお知らせします。

- 意見を募集した期間 9月1日～10月1日
- 条例原案についての意見の提出状況
 ① 提出人数: 1人 ② 意見の件数: 19件
- 提出された意見に対する町の対応内容の件数

対応内容	件数
当該意見を踏まえて原案を修正または追加を検討するもの	2
すでに意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる。あるいは同種の記載をしているもの	0
町としての考え方を説明し、ご理解いただくもの	13
条例案には盛り込まないが、今後の参考とするもの	0
条例原案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの	4

■ 意見と意見に対する町の考え方
 町ホームページに掲載しています。また、総合政策課と武蔵ヶ丘支所で閲覧できます(閲覧期間は11月1日(木)～11月30日(金))。
 ※分量が多いため本紙に掲載することができません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
 ☎ 総合政策課 行財政改革推進係 ☎(232)2112